



長野県報

4月28日(木)
平成28年
(2016年)
第2769号

目次

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則(危機管理防災課)..... 2

告示

地方自治法施行令に基づく母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による貸付金の元利償還金の収納事務の委託
(こども・家庭課)..... 2

国土調査法に基づく平成28年度地籍調査事業計画(農地整備課)..... 3

長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課)..... 4

長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課)..... 4

指定講習機関に関する規則に基づく指定を受けた者の施設閉所の届出による指定の取消(東北信運転免許課)..... 4

運転免許取得者教育の認定に関する規則に基づく認定を受けた者の代表者氏名の変更、名称の変更及び施設閉所の届出(東北信運転免許課)..... 4

長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会)..... 5

公告

総合評価一般競争入札(情報政策課)..... 5

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働課)..... 6

土地改良区の定款変更の認可(2件)(農地整備課)..... 7

建設業法に基づく処分(建設政策課)..... 7

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課)..... 7

土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)..... 7

開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課)..... 8

特定調達契約に係る一般競争入札(2件)(道路管理課)..... 8

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活安全企画課).....10

長野県労働委員会あっせん員候補者の氏名、経歴等(労働委員会事務局).....12

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年4月28日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第34号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1のイの(イ)中「262万1,000円」を「266万円」に改め、同表の2のアの(ウ)中「1,080円」を「1,110円」に改め、同表の3のウの

(7)中

18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000

を

18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800
30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	11,100

に改め、同ウの(イ)中

6,000	8,000	12,000	14,600	18,500
9,700	12,600	17,900	21,200	26,800

を

6,000	8,100	12,100	14,700	18,600
9,800	12,700	18,000	21,400	27,000

に改め、同表の6のイ中「56万7,000円」を「57万6,000円」に改

め、同表の8のア中「小学校児童()」の次に「義務教育学校の前期課程及び」を、「中学校生徒()」の次に「義務教育学校の後期課程、」を加え、同8のウの(イ)中「4,200円」を「4,300円」に、「4,500円」を「4,600円」に、「4,900円」を「5,000円」に改め、同表の9のウ中「20万8,700円」を「21万400円」に、「16万7,000円」を「16万8,300円」に改め、同表の12のイ中「13万4,300円」を「13万4,800円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

危機管理防災課

告示

長野県告示第280号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条第1項、第31条の6第1項及び第32条第1項の規定による貸付金(償還がされていない貸付金のうち別に指定するものに限る。)の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託しました。

平成28年4月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 受託者の所在地
東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 2 受託者の名称

ニッテレ債権回収株式会社

3 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

こども・家庭課